

平成30年12月17日（月曜日）

○出席議員（12名）

議 長	恩 道	正 博	君	7 番	藤 井	良 信	君
1 番	米 田	一 香	君	8 番	北 川	悦 子	君
3 番	七 田	満 男	君	9 番	夷 藤		満 君
4 番	太 田	臣 宣	君	10 番	清 水	文 雄	君
5 番	生 田	勇 人	君	11 番	中 川		達 君
6 番	川 口	正 己	君	12 番	南	守 雄	君

○説明のため出席した者

町	長	川 口	克 則	君	町 民 福 祉 部	北 野	享 君
					保 險 年 金 課 長		
副 町	長	中 山	隆 志	君	町 民 福 祉 部 保 險 年 金 課 担 当 課 長	橋 本	良 君
					兼 福 祉 担 当 課 長 (保 健 セ ン タ ー 担 当)		
教 育	長	久 下	恭 功	君	町 民 福 祉 部	上 出	勝 浩 君
					福 祉 課 長		
総 務 部	長	長 谷 川		徹 君	町 民 福 祉 部	本	郁 夫 君
					環 境 安 全 課 長		
町 民 福 祉 部	長	瀬 戸	博 行	君	都 市 整 備 部	松 井	賢 志 君
					企 画 課 長		
町 民 福 祉 部 担 当 部 長		上 島	恵 美	君	都 市 整 備 部	下 村	利 郎 君
(住 民 ・ 子 育 て 支 援 ・ 環 境 担 当)					地 域 振 興 課 長		
都 市 整 備 部	長	田 中	義 勝	君	都 市 整 備 部	銭 丸	弘 樹 君
					都 市 建 設 課 長		
都 市 整 備 部 担 当 部 長		田 中	徹	君	都 市 整 備 部 都 市 建 設 課 北 部 開 発	上 前	浩 和 君
(企 画 ・ 地 域 振 興 担 当)					担 当 課 長 兼 北 部 開 発 推 進 室 長		
教 育 委 員 会 教 育 部 長		上 出	功	君	都 市 整 備 部	高 橋	均 君
					上 下 水 道 課 長		
消 防 本 部 消 防 長		水 野	博 幸	君	都 市 整 備 部	山 田	卓 矢 君
					上 下 水 道 課 担 当 課 長 (水 道 担 当)		
総 務 部 総 務 課 長		中 川	裕 一	君	会 計 管 理 者	若 林	優 治 君
					兼 会 計 課 長		
総 務 部 財 政 課 長		宮 本	義 治	君	教 育 委 員 会	堀 川	竜 一 君
					学 校 教 育 課 長		
総 務 部 税 務 課 長		出 嶋		剛 君	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	助 田	有 二 君
					兼 男 女 共 同 参 画 室 長		
総 務 部 税 務 課 担 当 課 長		神 農	孝 夫	君	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課	中 居	洋 人 君
兼 総 合 収 納 室 長					担 当 課 長 兼 図 書 館 長		
町 民 福 祉 部		福 島	誠 一	君	消 防 本 部 消 防 次 長	高 道	三 春 君
住 民 課 長					兼 消 防 課 長		
町 民 福 祉 部		高 平	紀 子	君	消 防 本 部 消 防 署 長	重 島	康 人 君
子 育 て 支 援 課 長							

第 61 号平成 30 年度内灘町一般会計補正予算（第 5 号）から議案第 73 号道の駅内灘サンセットパークの指定管理者の指定についてまでの 13 議案並びに新規に提出されました請願第 18 号を一括して議題といたします。



○委員長報告

○議長【恩道正博君】 これより各常任委員会における議案審査の経過並びに結果の報告を求めます。

中川達総務産業建設常任委員長。

〔総務産業建設常任委員長 中川達君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長【中川達君】 平成 30 年内灘町議会 12 月会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、副町長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第 61 号平成 30 年度内灘町一般会計補正予算（第 5 号）第 1 条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出 1 款議会費 1 項議会費、2 款総務費 1 項総務管理費、2 項徴税費、4 項選挙費、6 款農林水産業費 1 項農業費、8 款土木費 1 項土木管理費、2 項道路橋りょう費、3 項都市計画費、4 項住宅費、9 款消防費 1 項消防費、12 款公債費 1 項公債費の各款項及び第 2 条地方債の補正、第 3 条繰越明許費、2 款総務費 4 項選挙費、8 款土木費 2 項道路橋りょう費については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第 62 号平成 30 年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 66 号平成 30 年度内灘町水道事業会計補正予算（第 1 号）の 2 議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第 67 号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第 68 号常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、賛成多数で、原案を可とすることに決しました。

議案第 69 号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、賛成多数で、原案を可とすることに決しました。

議案第 70 号内灘町本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第 72 号請負契約の締結について〔浄化センター改築工事（汚泥脱水設備機械）〕は、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第 73 号道の駅内灘サンセットパークの指定管理者の指定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、新規に提出されました請願の審査の結果をご報告いたします。

請願第 18 号国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書については、賛成少数で、不採択とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についてのご報告を終わります。

平成 30 年 12 月 17 日

総務産業建設常任委員会委員長 中川達

○議長【恩道正博君】 川口正己文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 川口正己君 登壇〕

○文教福祉常任委員長【川口正己君】 平成 30 年内灘町議会 12 月会議において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、教育長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第 61 号

対策には何兆円もの費用がかかると言われています。対策は短期で終了しますが、10%の消費税はずっと続きます。

消費税8%に増税する一方で、法人税は4兆円も減税しました。大企業の純利益は、安倍政権のもとで2倍にもなっています。大企業、富裕層に応分の負担を求める税制改革を行えば、消費税増税をしなくても、社会保障、暮らしを支える財源が確保できます。

また、複数税率に伴い、インボイス制度を導入しようとしています。500万と言われる免税業者が取引から締め出されるおそれがあります。それを避けようとするれば、新たな課税業者にならざるを得ません。

暮らし、経済を守るためにも、消費税増税は中止しかないと思います。

議員の皆様の賛同をお願いいたしまして、討論いたします。

○議長【恩道正博君】 他に討論ありませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



○表 決

○議長【恩道正博君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議案第61号平成30年度内灘町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第62号平成30年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第63号平成30年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第3

号）、議案第64号平成30年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第65号平成30年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第66号平成30年度内灘町水道事業会計補正予算（第1号）の5議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第62号から議案第66号までの5議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第67号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 次に、議案第68号常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【恩道正博君】 起立多数であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

○議長【恩道正博君】 この際、暫時休憩いたします。再開は13時30分といたします。

午後1時22分休憩



午後1時30分再開

○再開

○議長【恩道正博君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。



○追加議案の上程

○議長【恩道正博君】 日程第2、追加議案の上程を行います。

議案第74号教育長の任命につき同意を求めることについて、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての2議案を議題といたします。

なお、追加提出された議案につきましては、お手元に配付してあります議事日程第3号に記載のとおりでありますので、ご了承願います。



○提案理由の説明

○議長【恩道正博君】 町長より追加議案に対する提案理由の説明を求めます。川口克則町長。

[町長 川口克則君 登壇]

○町長【川口克則君】 議員各位におかれましては、連日にわたり慎重なるご審議をいただき、先ほどは全ての議案について議決を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、ただいま追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第74号 教育長の任命につき同意を求めることにつきましては、平成30年12月21日をもって任期満了を迎えます現教育長の久下恭功氏を引き続き任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意

見を求めることにつきましては、現委員の林腰紀男氏が平成31年3月31日をもって任期満了を迎えるため、その後任候補者として辻弘幸氏を法務大臣に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

以上、追加議案の提案理由につきましてご説明申し上げました。適切なるご決議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長【恩道正博君】 提案理由の説明は終わりました。



○質疑

○議長【恩道正博君】 これより追加議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。——質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



○討論、委員会付託の省略

○議長【恩道正博君】 お諮りいたします。ただいま議題となっている案件は、人事に関する案件につき、討論、委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長【恩道正博君】 ご異議なしと認めます。よって、議案第74号教育長の任命につき同意を求めることについて、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての2議案は、討論、委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。



○表決

○議長【恩道正博君】 これより採決に入ります。

まず、議案第74号教育長の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。教育長の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長【恩道正博君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。



○議事日程の追加

○議長【恩道正博君】 先ほど太田議員が議員辞職したことにより、副議長が欠けました。

お諮りいたします。副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【恩道正博君】 ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。



○副議長の選挙

○議長【恩道正博君】 追加日程第2、選挙第3号。これより副議長の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【恩道正博君】 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【恩道正博君】 ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に北川悦子さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をいたしました北川悦子さんを副議長の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【恩道正博君】 ご異議なしと認めます。よって、北川悦子さんが副議長に当選いたしました。

ただいま副議長に当選されました北川悦子さんが議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。



○副議長就任挨拶

○議長【恩道正博君】 副議長に当選されました北川悦子さんから発言を求められておりますので、これを許します。

〔8番 北川悦子君 登壇〕

○副議長【北川悦子君】 このたび、第39代の内灘町議会副議長に選ばれました。その職責の重大さを今、痛感いたしております。

議長のもと、議会運営が適正かつ円滑になされますように、一生懸命務めさせていただきます。

皆様方には格別のご支援とご協力を承りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）



○休憩

○議長【恩道正博君】 この際、暫時休憩いたします。

午後2時18分休憩



午後2時40分再開

○再開

○議長【恩道正博君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。



○議事日程の追加

○議長【恩道正博君】 先ほど太田議員が議員辞職したことにより、議会運営委員1名が欠けました。

す。

討論ございませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



○表 決

○議長【恩道正博君】 これより議案の採決に入ります。

議会議案第2号教職員定数改善と教育予算拡充を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長【恩道正博君】 起立多数であります。よって、議会議案第2号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先及びその他の処理方法につきましては、議長に一任願います。



○閉議・散会

○議長【恩道正博君】 以上で今12月会議に付議されました議件は全部議了いたしました。

よって、平成30年内灘町議会12月会議を散会いたします。

連日、長時間にわたり、精力的に審査いただきました。大変ご苦労さまでした。

午後2時47分散会